

特集

今、

私たちに

できること

—明日の鶴岡を全ての人が暮らしやすいまちへ—

問合せ 本所福祉課 ☎ 25・21111 内線 130

朝日地域に住む、聴覚障害のある渡部佐一さん。ある日、同じく耳が不自由な友人から気になる話を聞きました。

「あるお店で買い物したら、店員の対応でとても嫌な思いをした」。

—そこで佐一さんがそのお店を訪れると、確かに店員の対応は荒つぽく、障害への配慮がないものでした。残念に思うと同時に、なぜこのような対応をされるのだろう、と疑問を感じました。

私たちが普段何気なく送っている日常生活の中には、障害のある人にとって様々な障壁となるものがあります。例えば点字ブロックの上に置か

れた自転車や車椅子では入れない公衆トイレ、障害のある人がいることを考慮していない制度や慣行、誤解や偏見などです。これらの物理的・社会的な障壁は障害のない人には見えず、障壁だと意識していない人もいるかもしれません。

暮らしに寄り添う

一口に障害と言ってもその状態は様々で、その人を取り巻く環境によっても必要な支援は違います。障害のある人が抱える困りごとや悩みごとの解決に向けた協力者として、身体障害者相談員・知的障害者相談員（以下「障害者相談

渡部 佐一さん
Saichi Watanabe

渡部 秀一さん
Syuichi Watanabe



障害者相談員

自身にも障害のある相談員として、同じ目線で相談を受けたり、助言や必要な援助をしたりする協力者。様々な関係機関へつなぐパイプ役を担っています。

－取り組み－

- ・生活上の様々な相談に応じる
- ・必要な制度の活用を援助する
- ・文化・スポーツ活動等の社会参加の促進を図る



▲作成したカード。希望する方に差し上げます。朝日福祉センター内朝日身体障害者福祉協会事務局 FAX53 - 2794、☎53 - 2795へ

障壁を取り除くために

員)がいます。本市では現在、25人の方が活動しています。

朝日身体障害者福祉協会の会長を務める渡部秀一さんは障害者相談員の一人です。活動の一環で佐一さんのお宅を訪問した際、お店の不愉快な対応の話をお聞きしました。

「解決しなければ」

秀一さんは早速お店へ連絡し、「障害を理由とする差別」をしないよう定めた「障害者差別解消法」(正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成28年4月施行)の考え方を理解してもらえよう伝えました。また、佐一さんの障害につい

て分かりやすく説明するためのカードを、朝日身体障害者福祉協会と一緒に作成。耳が不自由なことをスムーズに伝えられるようにしました。「見た目では分からないので、こちらから表示する必要があると思いました」と秀一さん。さらに、カードの効果により発揮されるように、朝日身体障害者福祉協会から朝日地域のお店や公共施設へカードの趣旨を説明する文書を配布しました。

その後、そのお店では障害者差別解消法の勉強会を開催し、筆談に備えてホワイトボードを設置。一つの相談をきっかけに、多くの方が行動を起こしてくれました。

| I n t e r v i e w | インタビュー

暮らしの安心も楽しみも みんなが感じることができるまちへ

佐一さん 私の妻も聴覚障害があり、以前は不親切な対応を受けることが怖く、お店に行きたくないと言っていました。カードのおかげで今は安心して利用できるようになったと言います。

秀一さん 今回の件について先方に相談しに行ったら、とても丁寧なお返事をいただきました。至らない点があったことを受け止めて、解決に取り組んでくれたことはとてもうれしかったですね。そして、それが当たり前な社会になってくれればとも思います。

佐一さん 正直に言えば、私たちにとって残念なこと、不安なことはまだまだたくさんあります。例えば、ほとんどの映画館は邦画の字幕放映をしていないので、見られる映画は限られます。また、

救急や警察での対応でも不安に感じるものが度々ありました。地域の有線放送も、親や娘に教えてもらわなければ分かりません。本当は自分で情報を得て判断したいのです。ただ、娘の学校からのお知らせが数年前からメールで来るようになったのはとても助かっています。でも、本当に安心できる社会への道のりはまだまだ遠いと感じます。

秀一さん 多くのお店や施設は、まだ障害のある人への対応が十分とは言えません。特に「見えない」「聞こえない」方は、健康な人にとっては想像できない不便さを感じていることを、伝えていかなければいけないと思っています。今回のケースのように、様々な立場の人への配慮がもっと広まればいいと思います。

障害の有無にかかわらず、全ての人が暮らしやすい社会の実現に向け、市では障害を理由とする差別を解消するための条例の制定について検討してまいります。条例づくりでは、障害のある人への差別解消について、市民の皆さんにもっと関心を持ってもらい、幅広い理解を得ながら進めていくことが大切です。

障害の特性や現状、差別解消に必要な視点等を整理しながら、情報の発信と環境づくりを進めていきます。また、条例づくりの過程では、有識者等による検討に加え、障害のある人とその家族、関係団体や事業者等の意見を取り入れていく予定です。

身近な合理的配慮

障害のある人が困らないように、周りの人や社会がすべき無理のない調整のことを、障害者差別解消法では「合理的配慮」と言います。例えば、車椅子利用者のためのスロープや低めのカウンター、高い所の商品を渡すなどの配慮、

みんなが **今** すぐできること

その1 「何かお手伝いできることはありますか？」

障害の特性や程度によって求められる配慮は様々ですが、決して難しいことはありません。困っている様子の方がいたら、「何かお手伝いできることはありますか？」と声を掛けてみましょう。希望に応じてできる範囲でサポートすることが大切です。



その2 接客や受付・窓口などでの配慮

筆談用のボードや筆談対応ができる旨のサイン、呼出ベルなどを設置し、「必要な援助をします」という意思表示をすることで、障害のある人が安心して利用することができます。また、宿泊施設やタクシーなどの予約や受付を電子メール・FAXで対応することなども合理的配慮の一つです。



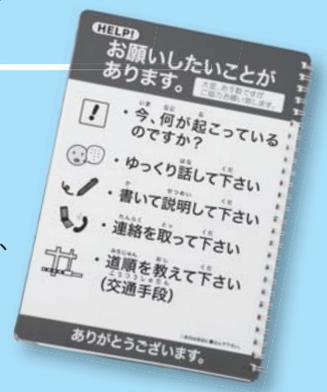
その3 障害のある方からも積極的に

障害のない人が「知らないこと」「分からないこと」はありますし、内部障害や精神障害など、見た目では分かりにくい障害の場合もあります。障害があることを言い出しにくい状況もありますが、可能であれば自分の障害のこと、求めている配慮の内容を教えてください。



様々な方の意思伝達を助けるツールがあります

「今、何が起きているのですか?」「ゆっくり話してください」「書いて説明してください」等、日常生活や災害時に必要な言葉やイラストが表示された冊子などのコミュニケーションを支援するツールがあります。市役所の各窓口ではマーカーペンで書き込みできるものを活用しています。



ちょっとした「気持ち」を「行動」に
できることから始めよう

未来のためにできること
障害のある人となない人がこの社会でともに暮らしていくため、お互いを尊重し合うこと。それは、全ての人々が豊かに暮らしていくことにもつながっていきます。「今、私たちにできること」は何か考えてみませんか。

筆談・読み上げ・手話・分かりやすい表現等、障害の状態に応じたコミュニケーション手段の提供などです。また、「バリアフリー」や、障害の有無、年齢などにかかわらず誰でも利用しやすいように製品・サービス等をデザインする「ユニバーサルデザイン」を導入することも、合理的配慮と言えます。

その4 様々な障壁を知る

フラットとたいけん ユニバーサルデザイン

6月10日に鶴岡青年会議所が開催。車椅子・手話・妊婦等の体験、視覚障害のあるピアニスト・今野加世氏の演奏や講演会などを通じ生活の中にある障壁を知ること、ユニバーサルデザインの考え方への理解を深めました。

動きづらいね



高齢者体験

視野の狭まりや聞こえづらさ等を体験。どんな動作に不安があるのかを知りました。



車椅子体験

車椅子では補助が必要な段差も、電動車椅子なら一人で乗り越えることができます。



手話体験

簡単な手話や、買い物の際のやり取りを実演を交えて紹介。どのような配慮が必要か学びました。



公益社団法人
鶴岡青年会議所
2018年度
地域交流委員会委員長
神子 和義 氏

まずは知ってもらうことから

技術の発達や法の整備等で、施設や道具などハード面の取り組みは随分進んでいます。しかし、どんなに最先端の設備が備わっていても、困ってしまう場面は必ずあると思います。そんなとき、周囲の人間が「何が障壁となっているのか」分からなければ、お手伝いすることもできません。今回は体験ブースを設けることで、生活の中にある障壁を自分のこととして感じてもらうことを目指しました。この企画が、皆さんが自分たちにできることについて考えるきっかけになっていたらうれしいですね。



今野加世氏のピアノ演奏の様子